

議案第27号

三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年3月7日

三朝町長 吉田 秀光

平成18年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成7年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前																													
<p>(家賃等の減免又は徴収猶予)</p> <p>第15条 町長は、特別の事情がある場合においては、規則で定めるところにより、当該家賃又は入居者負担金の減免又は徴収猶予又は敷金の徴収猶予をすることができる。</p> <p>別表(第3条、第11条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 第6条第3号の居住の用に供するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設年度</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>戸数</th> <th>構造別</th> <th>家賃月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成8年度</td> <td>三朝団地</td> <td>三朝町大字三朝字塚田</td> <td>4戸</td> <td>木造瓦葺き2階建て</td> <td><u>32,000</u></td> </tr> </tbody> </table>						建設年度	名称	所在地	戸数	構造別	家賃月額 (円)	平成8年度	三朝団地	三朝町大字三朝字塚田	4戸	木造瓦葺き2階建て	<u>32,000</u>	<p>(家賃等の減免又は徴収猶予)</p> <p>第15条 町長は、特別の事情がある場合においては、規則で定めるところにより、当該家賃又は入居者負担金の減免又は徴収猶予をすることができる。</p> <p>別表(第3条、第11条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 第6条第3号の居住の用に供するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設年度</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>戸数</th> <th>構造別</th> <th>家賃月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成8年度</td> <td>三朝団地</td> <td>三朝町大字三朝字塚田</td> <td>4戸</td> <td>木造瓦葺き2階建て</td> <td><u>40,000</u></td> </tr> </tbody> </table>						建設年度	名称	所在地	戸数	構造別	家賃月額 (円)	平成8年度	三朝団地	三朝町大字三朝字塚田	4戸	木造瓦葺き2階建て	<u>40,000</u>
建設年度	名称	所在地	戸数	構造別	家賃月額 (円)																														
平成8年度	三朝団地	三朝町大字三朝字塚田	4戸	木造瓦葺き2階建て	<u>32,000</u>																														
建設年度	名称	所在地	戸数	構造別	家賃月額 (円)																														
平成8年度	三朝団地	三朝町大字三朝字塚田	4戸	木造瓦葺き2階建て	<u>40,000</u>																														

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。